

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集に寄せられた御意見及び御意見に対する回答（提出意見数：2件）

	御意見の内容	御意見に対する回答
1	<p>現在、自衛隊による火薬類の取扱いにあっては、自衛隊法及び自衛隊法施行令により、一部適用が除外されていますが、火薬類取締法第11条第1項の適用については除外されていないため、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という）第15条についても特段、適用が除外されるとは読めません。したがって、今回の改正案により、指定都市にあっては規則第15条の表7に基づく、いわゆる庫外貯蔵を自衛隊が行うためには、その消費地が指定都市内である場合、指定都市の長の指示を受ける必要があると思料されます。</p> <p>しかしながら、庫外貯蔵と同様、火薬類を貯蔵する施設である火薬庫については、自衛隊法施行令により、「都道府県知事の許可」を「経済産業大臣の承認」と読み替えることとなっており、平成29年4月1日以降は指定都市内についても同様に経済産業大臣の権限によることとなります。経済産業大臣及び指定都市の長という異なる行政庁が関与することは、本来の自衛隊法及び自衛隊法施行令が意図するところではないと思料されるため、自衛隊による火薬類の取扱いについて、規則第15条を適用する場合は、指定都市の長の指示を要しないように同条を改正する、又は自衛隊法若しくは自衛隊法施行令を改正する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案通りとさせていただきます。</p> <p>自衛隊における火薬類の消費については、自衛隊法令に基づくものであり、自衛隊に火薬類取締法施行規則第15条第1項の表（7）の適用はないものと考えております。</p>
2	<p>以下、意見を言う。</p> <p>施行規則2条等での指定都市の追加について、さほど反対ではない。火薬類取締りについては、危険物として管理を厳重に行う必要がある事から都道府県単位の管理で良いのではないかと考えるのであるが（管理が県内で分散するのは望ましくないと考える。）、管理に問題が無いのであれば、指定都市が管理を行う事についてあまり反対はしない（ただ、効率が良くなるかということ、そうではないと思われるので、あまり肯定的には見れない。）。</p> <p>様式については、火薬類についてはものがものであるため、法人の場合は法人番号、個人についても個人番号の記載を行わせるのが望ましいと思われた。様式に13桁（個人番号の場合は一つ詰める）の番号枠を追加していただきたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>原案通りとさせていただきます。</p> <p>火薬類に係る保安の確保について、指定都市においては指定都市の長が行うこととなることで、問題が生じるとは考えておりません。</p> <p>また、様式への法人番号又は個人番号の追加については、今後の課題として対応を検討してまいりたいと考えております。</p>